

小規模多機能型居宅介護

ケアサポートセンターさとの花  
運営規程

◇◆目次◆◇

|                  |   |
|------------------|---|
| 事業の目的            | 1 |
| 運営の方針            | 1 |
| 事業所の名称等          | 2 |
| 従業者の職種、員数及び職務内容  | 2 |
| 営業日及び営業時間等       | 2 |
| 利用定員             | 2 |
| 小規模多機能型居宅介護の内容   | 3 |
| 利用料等             | 3 |
| 通常の事業の実施地域       | 5 |
| サービス利用に当たっての留意事項 | 6 |
| 緊急時における対応方法      | 6 |
| 身体拘束             | 6 |
| 非常災害対策           | 6 |
| 苦情処理             | 7 |
| 運営推進会議           | 7 |
| その他運営に関する重要事項    | 7 |

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人マグノリアニセンが開設するケアサポートセンターさとの花（以下「施設」という）が行う小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定小規模多機能型居宅介護及び介護予防指定小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性、希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて適切なサービスを提供する
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、又は事業所に通い、若しくは短期間宿泊し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すよう、適切なサービスを提供する。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 5 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 7 利用者の要介護状態の軽減または悪化防止に資するように、その目標を設定し、計画的に事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアサポートセンターさとの花
- 二 所在地 群馬県高崎市乗附町 209 番地 1

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名  
管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 介護支援専門員 1 名  
介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。）の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等のほかの関係機関との連絡、調整等を行う。
- 三 看護職員 1 名  
看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行う。
- 四 介護職員 6 名  
ただし、業務の状況により、増減することができるものとする。  
介護職員は、適切なサービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休
- 二 営業時間
  - ①通いサービス 基本時間 8：30～17：30  
(サービス提供時間 9：00～16：30)
  - ②宿泊サービス 基本時間 17：30～翌日 9：00
  - ③訪問サービス 随時

（利用定員）

第6条 事業所の登録定員は 25 人とする。

- 2 1 日の通いサービスの利用定員は 15 人とする。
- 3 1 日の宿泊サービスの利用定員は 9 人とする。

（小規模多機能型居宅介護の内容）

第7条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

一 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供する。

- ①日常生活の援助
- ②健康チェック
- ③機能訓練
- ④食事支援
- ⑤入浴支援
- ⑥排泄支援
- ⑦送迎支援

二 訪問サービス

利用者の居宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供する。

三 宿泊サービス

事業所において宿泊し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

四 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

（利用料等）

第8条 事業所が提供する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。（別紙 料金表 参照）

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- 一 宿泊は、1泊につき1000円を徴収する。
- 二 食費は、利用した食事に対して、朝食300円、昼食600円、夕食600円、おやつ100円/日を徴収する。
- 三 おむつ代等の利用者が負担することが適当であると考えられるものは実費精算。
- 四 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを行う場合に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
  - 事業所から半径3～6km未満 500円（片道）

- 事業所から半径 6～10 km未満 1000 円（片道）
- 事業所から半径 10～15 km未満 2000 円（片道）

五 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行った場合に費用は次の額とする。

- 事業所から半径 3～6 km未満 250 円（片道）
- 事業所から半径 6～10 km未満 500 円（片道）
- 事業所から半径 10～15 km未満 1000 円（片道）

六 □座振替手数料 150 円

七 □座振替不能時の事務手数料 2000 円

（利用料等の□座振替時、ご契約者様の都合により振り替えができなかった場合、手数料実費、事務処理費）

八 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市内の旧高崎市内（下記の地域）とする。

赤坂町、旭町、飯塚町、石原町、請地町、歌川町、大橋町、片岡町、嘉多町、上豊岡町、上並榎町、上和田町、通町、北久保町、北通町、九蔵町、剣崎町、鞆町、下小島町、下小埜町、下豊岡町、下和田町、昭和町、新紺屋町、真町、末広町、砂賀町、住吉町、堰代町、台町、高砂町、竜見町、田町、筑縄町、椿町、鶴見町、中紺屋町、中豊岡町、並榎町、成田町、新田町、乗附町、鼻高町、本町、南町、宮元町、元紺屋町、八島町、八千代町、柳川町、山田町、八幡町、弓町、四ツ屋町、寄合町、

羅漢町、連雀町、若松町、和田町、東町、飯玉町、稲荷町、井野町、岩押町、江木町、大八木町、沖町、貝沢町、金井淵町、我峰町、上小鳥町、上小槁町、上佐野町、上中居町、菊地町、北新波町、北双葉町、小八木町、栄町、芝塚町、下大島町、下佐野町、下中居町、下之城町、宿大類町、正観寺町、城山町、新保町、高関町、寺尾町、天神町、問屋町、問屋町西、中居町、中尾町、日光町、根小屋町、浜川町、浜尻町、東貝沢町、日高町、双葉町、町屋町、緑町、南大類町、南新波町、宮原町、矢島町、若田町、和田多中町、阿久津町、岩鼻町、大沢町、上滝町、木部町、京目町、栗崎町、柴崎町、島野町、下大類町、下斎田町、下滝町、宿横手町、新保田中町、台新田町、中大類町、中島町、萩原町、東中里町、元島名町、矢中町、山名町、八幡原町、綿貫町。

上記以外の場所についても下記の地域については利用可能である。

- ・事業所から半径 3～6 km程度：井出町、上大島町、行力町、下里見町、菅谷町、中泉町、福島町、本郷町、箕郷町下芝、箕郷町白川、三ツ寺町、楽間町

- ・事業所から半径 6～10 km程度：足門町、稲荷台町、小串町、金古町、北原町、十文字町、白岩町、高浜町、塚田町、中里町、中里見町、西国分町、保渡田町、箕郷町生原、箕郷町柏木沢、箕郷町金敷平、箕郷町上芝、箕郷町富岡、箕郷町西明屋、箕郷町東明屋、箕郷町和田山、三つ子沢町、宮沢町、棟高町

- ・事業所から半径 10～15 km程度：上里見町、上室田町、下室田町、中室田町、箕郷町善地、箕郷町松之沢、箕郷町矢原

- ・上記以外の 15Km 以上の地域は受け入れを行わない。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 10 条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- （1）気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- （2）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- （3）時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（緊急時における対応方法）

第 11 条 従業者は、小規模多機能型居宅介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他

緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

#### (身体拘束)

第12条 当施設は利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

#### (虐待防止)

第13条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

3 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### (非常災害対策)

第14条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

#### (苦情処理)

第15条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る

利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上に図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

（運営推進会議）

第16条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人マグノリアニセンと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年6月16日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

ケアサポートセンターさとの花運営規定

別紙 利用料金表

(1 単位 10.33 円)

|       | 基本単位          | 1 か月あたりの費用 (円) | 1 割負担の場合 (円)  | 2 割負担の場合 (円)  | 3 割負担の場合 (円)  |
|-------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 要支援 1 | <u>3,450</u>  | <u>35,638</u>  | <u>3,563</u>  | <u>7,127</u>  | <u>10,691</u> |
| 要支援 2 | <u>6,972</u>  | <u>72,020</u>  | <u>7,202</u>  | <u>14,404</u> | <u>21,606</u> |
| 要介護 1 | <u>10,458</u> | <u>108,031</u> | <u>10,803</u> | <u>21,606</u> | <u>32,409</u> |
| 要介護 2 | <u>15,370</u> | <u>158,772</u> | <u>15,877</u> | <u>31,754</u> | <u>47,631</u> |
| 要介護 3 | <u>22,359</u> | <u>230,968</u> | <u>23,096</u> | <u>46,193</u> | <u>69,290</u> |
| 要介護 4 | <u>24,677</u> | <u>254,913</u> | <u>25,491</u> | <u>50,982</u> | <u>76,473</u> |
| 要介護 5 | <u>27,209</u> | <u>281,068</u> | <u>28,106</u> | <u>56,213</u> | <u>84,320</u> |

○加算（実施した場合、加算される介護サービス費/1 単位当たりの単価は 10.33 円）

| 加算名              | 単位等                |
|------------------|--------------------|
| 初期加算             | 30 単位/日（上限 30 日）   |
| 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ  | <u>1,200 単位/月</u>  |
| 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ  | <u>800 単位/月</u>    |
| 認知症加算Ⅰ           | <u>920 単位/月</u>    |
| 認知症加算Ⅱ           | <u>890 単位/月</u>    |
| 認知症加算Ⅲ           | <u>760 単位/月</u>    |
| 認知症加算Ⅳ           | <u>460 単位/月</u>    |
| 看護職員配置加算Ⅰ        | <u>900 単位/月</u>    |
| 看護職員配置加算Ⅱ        | <u>700 単位/月</u>    |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ    | <u>750 単位/月</u>    |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ    | <u>640 単位/月</u>    |
| サービス提供体制強化加算Ⅲ    | <u>350 単位/月</u>    |
| 訪問体制強化加算         | <u>1,000 単位/月</u>  |
| 生活機能向上連携加算Ⅰ      | <u>100 単位/月</u>    |
| 若年性認知症利用者受入加算    | <u>800 単位/月</u>    |
| 口腔・栄養スクリーニング加算   | <u>20 単位/回</u>     |
| 科学的介護推進体制加算      | <u>40 単位/月</u>     |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | <u>200 単位/日</u>    |
| 生産性向上推進体制加算Ⅰ     | <u>100 単位/月</u>    |
| 生産性向上推進体制加算Ⅱ     | <u>10 単位/月</u>     |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ     | <u>合計単位数×14.9%</u> |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱ     | <u>合計単位数×14.6%</u> |